

知って得する!

## 法律コラム



弁護士 村岡つばさ

## M &amp; Aに関する各種契約について

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争)その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

## 1 はじめに

よつば総合法律事務所の村岡です。

10月21日付のコラムで、「デューデリジェンスの重要性」を解説しました。

今回は、M&Aに関連するコラムとして、「M&Aに関する各種契約」の説明や注意点について解説します。

## 2 秘密保持(機密保持)契約書

M&Aでは、会社の状況や簿外債務の調査・確認のため、非常に重要な書類が会社間で共有されるのが通常です。また、そもそも「M&Aを検討していること」自体、極めて秘匿性の高い情報です。経営のトップ層以外は、社内の人間すら知らないケースも多いです。

そのため、M&Aを行う際には、買主・売主のマッチングをする前の時点で、仲介会社を經由して、秘密保持契約が交わされることが多いです。この場合、秘密保持契約書を取り交わさなければ、相手方企業の情報すら共有されないこととなります。

秘密保持契約書では、①秘密情報の定義(どのような情報を保護の対象とするか)、②秘密保持義務(第三者に秘密情報を開示・漏洩しないなど)、③目的外使用の禁止、④秘密保持の例外(法令に基づく場合には開示できるなど)、⑤損害賠償義務、⑥有効期限などが定められることが一般的です。

なお、秘密保持契約は、M&Aに固有のものではなく、様々な契約場面で用いられます。契約書内に秘密保持の条項が設定されていることもあれば、別途秘密保持契約書を取り交わしたり、秘密保持に関する誓約書を差し入れるケースもあります。

## 3 基本合意書

買主・売主間で、スケジュール感や費用感につき大まかな調整が完了した段階で、基本合意書という書面を取り交わすことが多いです。ただし、基本合意書の取り交わしはマストではなく、省略されるケースもあります。

この基本合意書では、①最終契約に向けてのスケジュール、②「その時点」で想定されているM&Aの譲渡価格などを定めます。

ただし、あくまでも「基本合意」であり、最終的なM&Aの成約を保証するものではありません。基本合意書を取り交わしたものの、デューデリジェンスの結果などを踏まえ、最終契約に至らないことも珍しくありません。

## 4 最終契約書(株式譲渡契約書など)

3の基本合意書締結後に、以前のコラムで見た「デューデリジェンス」が行われるケースが多いです。このデューデリジェンスでは、主として「売主側の会社に簿外債務がないか」が調査されることとなります。

たとえば、デューデリジェンスを行ったところ、未払残業代として1億円が発生し得ることが判明したとします。これは決算書などに計上されていない潜在的な債務なので、まさに簿外債務の一種です。買主としては、「1億円の簿外債務があるのであれば、元々予定していた金額(基本合意書で設定されていた金額)よりも低い金額で会社を購入したい」と考えるでしょう。

このように、デューデリジェンスの後に、当事者間で譲渡価格の交渉などがなされることがあります。これらの過程を経て、合意が成立した場合には、当事者間の最終的な合意内容を示す書面(最終契約書)を取り交わします。契約名称はいくつかありますが、たとえば株式譲渡の場合には、「株式譲渡契約書」を取り交わすこととなります。

これにより、M&Aの最終的な合意が成立します。

株式譲渡契約書を例にとると、①株式譲渡の価格、②株式譲渡日、③譲渡時の手続・株式譲渡に必要な書類の交付、④株式譲渡の前提条件、⑤表明保証、⑥損害賠償といった条項が定められることが一般的です。

紙面の都合上はここまでとさせていただきます。次の私のコラム担当が来た際に、最終契約書の解説を改めて行います。